

# 冬季遠軽出張講習のご案内

## 日程

(株)日立建機教習センター 北海道教習所  
石狩市新港中央2丁目766-3  
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

玉掛け技能講習	(19H・15H)	1/10 (木) ~ 12 (土)	3日間
車両系(整地等)安全教育	(6H)	1/13 (日) ~ 13 (日)	1日間
小型移動式クレーン運転技能講習	(20H・16H)	1/14 (月) ~ 16 (水)	3日間
ガス溶接技能講習	(13H)	1/17 (木) ~ 18 (金)	2日間
高所作業車運転技能講習	(14H・12H)	1/19 (土) ~ 20 (日)	2日間
不整地運搬車運転技能講習	(11H)	1/21 (月) ~ 22 (火)	2日間
アーク溶接特別教育	(21H)	1/23 (水) ~ 25 (金)	3日間
車両系(整地等)運転技能講習	(14H)	1/26 (土) ~ 27 (日)	2日間
フォークリフト運転技能講習	(11H)	1/28 (月) ~ 29 (火)	2日間
	(31H)	1/28 (月) ~ 31 (木)	4日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
玉掛け技能講習 北労安教第321	19H	18才以上	・玉掛け補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/デリックの玉掛の業務
	15H		・玉掛け補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
車両系(整地等)安全教育 北労安教第322	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です。)
小型移動式クレーン運転技能講習 北労安教第322	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン/他
	16H		・玉掛又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	
ガス溶接運転技能講習 北労安教355号	13H	18才以上	・満18才以上の方	16,000円	
高所作業車運転技能講習 北労安教第347	14H	18才以上	・自動車免許(普・大型・大特)所有者。施工技士(1~6種)取得の方。車両系(整地等・解体・基礎)不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習を修了した方	42,000円	作業床が10m以上 ホイール式/トラック式/クローラ式 (免許証のコピーが必要です)
	12H		・移動式クレーン運転免許所有者。小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	40,000円	(修了証のコピーが必要です)
不整地運搬車運転技能講習 北労安教第324	11H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育終了後小型車両系・不整地運搬車(1t未満)の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方 ・車両系(整地等)又は(解体用)技能講習を修了した方	40,000円	最大積載量1トン以上 クローラキャリア/ホイールキャリア (修了証又は免許証のコピーが必要です)
アーク溶接特別教育	21H	18才以上	・満18才以上の方	22,000円	(修了証のコピーが必要です。)
車両系(整地等)運転技能講習 北労安教第318	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方	44,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル/パワー・ショベル/モーター・グレーダ/ ブルドーザー/ドラッグ・ショベル/クラム・シェル/ ドレンチャー/ドラッグ・ライン/他
フォークリフト運転技能講習 北労安教第325	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要 ・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	

受付時間 講習初日の午前8:00より (玉掛け15Hコース初日12:00より)

会場 (社)遠紋地域人材開発センター  
紋別郡遠軽町岩見通北10丁目1-4

当日持参するもの… 学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)  
実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

予約・受付先 会場の都合や実技規定により定員がございますので、  
必ず事前に電話予約を行って下さい。  
(社)遠紋地域人材開発センター  
TEL(0158)42-4037

その他 ※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。  
※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133)64-6148にて事前に確認をします。

助成金制度のご案内  
人材開発支援助成金  
(建設労働者技能実習コース)

平成30年10月1日より  
北海道労働局への計画届等の提出  
が不要となりました。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

《受給資格》

- (1)資本金3億円以下または従業員300人以下。
- (2)雇用保険料率が12.0/1000に加入。
- (3)受給者が被保険者であること。(入られていない方は減額にて可能な場合があります)
- (4)受講期間中、受講者に賃金が支払われること。  
注)社長、役員で報酬扱いの方、一人親方及び同居親族のみの建設業者は対象外です。